

企業における省エネ設備等導入支援事業補助金実施細則

企業における省エネ設備等導入支援事業補助金交付要領第2条第2項で定める日本標準産業分類をもとに、別途知事が定める事業者は、以下の業種を営む者とする。ただし、下記の(1)から(6)のいずれかに該当する場合は、補助対象外とする。

- (1) 医業、歯科医業、社会福祉事業を営む事業者
- (2) 「福井県社会福祉施設および医療機関等における省エネ設備等支援事業助成金」の対象となる事業者（例：保険薬局の指定を受けている施設）
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者
- (4) 政治団体
- (5) 宗教上の組織もしくは団体
- (6) (1)～(5)までに掲げる者のほか、補助金の趣旨・目的に照らして適当でないと知事が認める者

附 則

この実施細則は、令和8年5月29日から施行する。

区分	日本標準産業分類上の分類
製造業	中分類 09 食料品製造業
	中分類 10 飲料・たばこ・飼料製造業
	中分類 11 繊維工業
	中分類 12 木材・木製品製造業（家具を除く）
	中分類 13 家具・装備品製造業
	中分類 14 パルプ・紙・紙加工品製造業
	中分類 15 印刷・同関連業
	中分類 16 化学工業
	中分類 17 石油製品・石炭製品製造業
	中分類 18 プラスチック製品製造業
	中分類 19 ゴム製品製造業
	中分類 20 なめし革・同製品・毛皮製造業
	中分類 21 窯業・土石製品製造業
	中分類 22 鉄鋼業
	中分類 23 非鉄金属製造業
	中分類 24 金属製品製造業
	中分類 25 はん用機械器具製造業
中分類 26 生産用機械器具製造業	
中分類 27 業務用機械器具製造業	
中分類 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	

製造業		中分類 29 電気機械器具製造業
		中分類 30 情報通信機械器具製造業
		中分類 31 輸送用機械器具製造業
		中分類 32 その他の製造業
商業	卸売業	中分類 50 各種商品卸売業
		中分類 51 繊維・衣服等卸売業
		中分類 52 飲食料品卸売業
		中分類 53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業
		中分類 54 機械器具卸売業
		中分類 55 その他の卸売業
	小売業	中分類 56 各種商品小売業
		中分類 57 織物・衣服・身の回り品小売業
		中分類 58 飲食料品小売業
		中分類 59 機械器具小売業
		中分類 60 その他の小売業
		中分類 61 無店舗小売業
		中分類 76 飲食店
		中分類 77 持ち帰り・配達飲食サービス業
サービス業		中分類 38 放送業
		中分類 39 情報サービス業
		小分類 411 映像情報制作・配給業
		小分類 412 音声情報制作業
		小分類 415 広告制作業
		小分類 416 映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業
		小分類 693 駐車場業
		中分類 70 物品賃貸業
		大分類 L 学術研究、専門・技術サービス業
		中分類 75 宿泊業
		大分類 N 生活関連サービス業、娯楽業 ※ただし、小分類 791 旅行業は除く
		大分類 O 教育、学習支援業
		大分類 P 医療、福祉
		大分類 Q 複合サービス事業
	大分類 R サービス業<他に分類されないもの>	